

行方市告示第123号

行方市立地適正化計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和7年10月15日

行方市長 高 須 敏 美

行方市立地適正化計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 行方市は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第81条第1項の規定に基づく行方市立地適正化計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、行方市立地適正化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定及び総合調整に関すること。
- (2) その他計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員は、20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 地元代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、計画の策定完了時までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討会)

第6条 第2条に規定する事項についての事前検討を行うため「行方市立地適正化計画庁内検討会」を置く。なお、詳細については「行方市立地適正化計画庁内検討会設置要項」によるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市建設課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が定めるものとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。